

かごしま トラック情報

2017
SPRING 4

No.453

Kagoshima truck information



「空飛ぶレストランしゃぼん玉トラック」平成28年度「夢のあるトラック」絵画コンクール 1年生部門最優秀賞 鹿屋市立西原小学校 竹下もな子さん

主な内容

巻頭

(公社)鹿児島県トラック協会平成29年度事業
計画重点事項

TOPICS

平成28年度第5回理事会
平成28年度第9回正副会長会及び第7回総務
委員会合同会議
大崎町大丸小学校への交通安全横断幕寄贈式 など

お知らせ掲示板

2017セーフティー・チャレンジ180参加チー
ムの募集
平成29年春の全国交通安全運動 など

情報ボックス

平成29年度定時社員総会のご案内
平成29年度助成事業一覧
平成29年度近代化基金融資公募のご案内 など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp



ちょっと待て
止まって一旦
深呼吸

春の全国交通安全運動

平成29年4月6日^(木)～15日^(土)
4月10日^(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」

スローガン

横断は しっかりよく見て たしかめて

運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止
～事故にあわない、おこさない～

運動の重点

- 飲酒運転の根絶 ～アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施～
- 過労運転の防止 ～適切な運行計画と改善基準の遵守～
- 交差点・踏切における交通事故防止 ～一時停止、安全確認の徹底～
- 車両の安全確保 ～日常点検及び定期点検整備の確実な実施～

追突・逆突
事故の防止



トラックの重点目標

3ライト運動

早め 上向き トンネル

3つのライトで事故防止

(公社) 鹿児島県トラック協会 鹿児島県警察本部

高齢者ふれあいトラック交通安全教室

第22回 日時 平成29年4月10日(月) 13:30～15:30 場所 鹿児島県自動車学校
第23回 日時 平成29年4月11日(火) 13:30～15:30 場所 鹿屋自動車学校



公益社団法人

鹿児島県トラック協会



南九州交通共済協同組合

かごしま トラック情報

2017
SPRING 4
No.453

CONTENTS

巻頭

(公社)鹿児島県トラック協会平成29年度事業計画重点事項	2
------------------------------	---

TOPICS

平成28年度第5回理事会	6
平成28年度第9回正副会長会及び第7回総務委員会合同会議	
大崎町大丸小学校への交通安全横断幕寄贈式	7
平成28年度第2回運行管理者試験が実施される	
「2016セーフティー・チャレンジ180」安全運転コンテストが終了	
キッズ未来フェスタに出展	8
平成28年度第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会	
災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結式	9
平成28年度鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議	
第22回鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	
全日本トラック協会が「時間外労働の上限規制に関する要望書」を提出	10

お知らせ掲示板

2017セーフティー・チャレンジ180参加チームの募集	11
平成29年春の全国交通安全運動	12
貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針が改正されました	14
「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正のお知らせ	16
準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許種別の確認徹底のお願い	
初任運転者教育記録簿のお知らせ	17
トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック及び運送委託者向けリーフレットのお知らせ	18
南九州自動車道芦北IC～津奈木IC夜間全面通行止めのお知らせ	20
厚生労働大臣名による「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請	22
大型貨物自動車の速度抑制装置に係る変更防止のお願い	24
労働保険年度更新手続きのお知らせ	

情報ボックス

平成29年度定時社員総会のご案内	25
平成29年度助成事業一覧	26
平成29年度近代化基金融資公募のご案内	30
平成29年度中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内	34
新規採用職員の紹介	36
職員退職のご挨拶	

適正化だより

平成29年度2月 巡回指導結果	37
-----------------	----

Gマークだより

	38
--	----

支部・部会だより

支部・部会開催状況	40
青連会報告	41

資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容	42
鹿児島県内における交通事故の発生状況	43
軽油価格調査報告	44

協会の動き(平成29年3月)

	45
--	----

お知らせカレンダー(平成29年4月)

	46
--	----

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

	47
--	----

陸災防情報

STOP!転倒災害	48
労働災害防止推進委員会	50
平成28年度第4回陸災防鹿児島県支部理事会	
平成29年度通常総会のご案内	
鹿児島県内における労働災害の発生状況(2月末現在)	51

コミュニティ広場

	52
--	----

(公社)鹿児島県トラック協会

平成29年度事業計画重点事項

1. 公益目的事業

(1) 活動支援事業

- 輸送サービスの改善を図るため、荷主セミナーを通じ荷主との意見交換を実施する。
- 輸送サービスの改善を図るため、労働安全セミナーを通じ職場の労務管理に対する意識の高揚、労務体制の充実、過労運転・飲酒運転による重大事故防止対策を講じる。
- 各支部及び各専門部会の定例会において経済状況の変化、情報の共有化、行政からの通達事項の周知、事業者間の情報交換を実施する。
- (公社)全日本トラック協会が主催する全国の事業者が集う「全国トラック運送事業者大会」の分科会、セミナーへ当協会会員事業者が参加することで、全国の貨物自動車運送事業者が抱えている問題や実態を把握し、当協会の各支部及び各専門部会において鹿児島県での問題点を含めた対策を協議する。

(2) 地方適正化事業

- 巡回指導で、新規事業者や特に指導を必要とする事業所を優先的に巡回し、事業者評価が厳正・公平になされるよう適正化事業の推進に努める。
- 巡回パトロールを通じ、輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進する。
- 適正化事業指導員専門研修、九州・沖縄ブロック適正化指導員研修会等に参加し、指導員の資質向上に努める。
- 過積載防止対策連絡会議に参画し、10月の過積載絶滅運動の取組みについて協議するとともに、ポスターを作成し、会員事業者、荷主団体、行政機関に配布する。
- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」のさらなる普及・拡大に努め、本年度もステッカー配布とともにラッピングトラックを導入し、Gマークの周知、広報を行う。
また、取得率アップと安全意識の向上を目的としたセミナー等を開催する。

(3) 労働・安全対策事業

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数一万あたり「2.0」以下を目標とし、事故防止対策の推進を図る。
- 高齢者の事故防止を図るため、高齢者ふれあいトラック交通安全教室を実施する。
また、自動車学校等が行う交通安全に対する取組みに協賛を行う。
- ドライバーの安全意識や運転技能向上のための研修助成と、ドライバー育成及び技術向上のための免許取得に要した費用の一部助成を行う。
また、運転者研修や指導監督者研修を受講した会員事業所に対し、受講料を助成する。
- トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会を開催し、成績優秀者を全国大会へ推薦する。
- セーフティー・チャレンジ180への参加を促進し、鹿児島県の交通事故防止を図る。
- 各種交通安全運動への積極的参加やのぼり旗・ポスターを作製し、支部や会員事業者に配布し、交通事故防止を図る。
- 新入学児童へ交通安全グッズを贈呈し、トラック輸送の理解と交通安全意識の啓発を図る。
- 会員事業者を対象とした社会保険労務士による労務相談を無料で実施するとともに、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策の促進を図る。
- 取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するために設置された「トラック運送事業における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会」に参画する。
- (公財)貨物自動車運送事業振興センターが建設・管理・運営する鹿児島トラックステーション事務手続きの受託
- 各種助成事業を実施する。(安全装置等、ドライブレコーダ機器、アルコール検知器、適性診断機器及び診断料、運転記録証明、運行管理者等一般講習、衝突被害軽減ブレーキ、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等、コボレーンシート、突発性運転不能傷害疾患予防対策)

(4) 環境・エネルギー対策事業

- トラックの森事業の継続と、菜の花プロジェクトでの小学生を対象にした環境出前講座を実施する。
- エコドライブ意識高揚のため「ベストエコドライブ・コンテスト」を実施する。
- 「かごしま環境パートナーズ協定」に基づき、鹿児島県、鹿児島市等が取り組む環境対策協議会や植樹事業等へ参画する。
- 産業廃棄物の不法投棄の早期発見と拡大防止対策を実施する。
- 各種助成事業を実施する。(環境対応車(天然ガス、ハイブリッド)、EMS用機器、エコタイヤ、アイドリングストップ支援機器、グリーン経営認証制度)

(5) 消費者対策事業

- 引越管理者講習を実施する。
- 貨物自動車運送事業の役割と重要性を周知することを目的に会員事業者及び荷主企業・団体、鹿児島県民を対象とした物流セミナーを実施する。
- 一般消費者からの相談事業

(6) 広報対策事業

- 県ト協ホームページ及び広報誌による情報発信を行う。

- トラック輸送産業の果たす重要な役割及び業界の現状と課題について、鹿児島県民や荷主の理解と関心を深めるため、新聞等を通じてPR活動を実施する。
- 若年、女性ドライバー等の確保、定着、育成を目的とした人材確保につながる広報事業を推進する。
- 鹿児島県内の小学生を対象とした「夢のあるトラック」絵画コンクールを実施する。
- トラック輸送の社会的役割や重要性を周知するための「トラックの日」イベントや、小学生を対象としたトラック運送事業を紹介するイベントに参加する。

(7)緊急輸送対策事業

- 防疫資材の緊急輸送に関する協定の締結と緊急輸送体制の確立
- 緊急・救援物資等輸送に関する協定に基づき鹿児島県総合防災訓練、桜島火山爆発総合防災訓練等へ参加する。

(8)経営・近代化促進事業

- 事業後継者、青年経営者の研修事業を実施する。
- 幹部・管理者に対する研修を実施する。
- 中小企業大学校受講に対する受講料の助成を行う。
- 鹿児島県を発着する物流の効率化に関する調査研究や新たな物流システムの構築について調査研究を行う。
- 小高生を対象に、物流の重要性を認識してもらうための出前講座を実施する。
- Net-KTA会員ネットワークの利用促進を図る。
- 自家用燃料供給施設設置に関する助成
- 利子補給事業、近代化基金造成事業及び信用保証料助成事業を実施する。

(9)負担金事業

- (公社)全日本トラック協会への出捐事業

2. 収益事業

(1)研修施設及び機器の賃貸

- 鹿児島県トラック研修センター及び各地区研修センター会議室等の貸与
- 県ト協所有の施設の賃貸

(2)運転日報・点呼記録簿の販売

3. その他事業（相互扶助等事業）

(1)福利厚生事業

- 会員事業者の従業員に対する福利厚生(スポーツ大会)の実施及び助成

(2)表彰事業

- 貨物自動車運送事業における安全対策を講じ、事故防止対策に努め、社会的地位の向上に貢献した個人及び県ト協会員事業者に対する表彰事業の実施

4. 法人事業（管理部門）

- 当協会の管理部門に関する事業

収支予算

■公益目的事業会計

- 事業活動収支の部

1. 事業活動収入計=273,451千円	2. 事業活動支出計=258,111千円
----------------------	----------------------
- 投資活動収支の部

1. 投資活動収入計=2,912千円	2. 投資活動支出=18,030千円
--------------------	--------------------

■収益事業等会計

◆収益事業

- 事業活動収支の部

1. 事業活動収入計=4,302千円	2. 事業活動支出計=4,197千円
--------------------	--------------------
- 投資活動収支の部

1. 投資活動収入計=97千円	2. 投資活動支出=142千円
-----------------	-----------------

◆その他事業

- 事業活動収支の部

1. 事業活動収入計=10,336千円	2. 事業活動支出計=10,060千円
---------------------	---------------------
- 投資活動収支の部

1. 投資活動収入計=45千円	2. 投資活動支出=225千円
-----------------	-----------------

■法人会計

- 事業活動収支の部

1. 事業活動収入計=56,704千円	2. 事業活動支出計=54,846円
---------------------	--------------------
- 投資活動収支の部

1. 投資活動収入計=397千円	2. 投資活動支出=2,119千円
------------------	-------------------

※平成29年度事業計画及び収支予算は、3月24日開催の平成28年度第5回理事会にて承認されました。

なお、事業計画及び収支予算の詳細については、県ト協HPの協会概要(<http://www.kta.jp/>)をご覧ください。

平成29年度の新規事業や見直し等を行う主な事業概要は次のとおりです。

● G マーク取得対策

G マーク取得認定事業所数 300 事業所、認定率 26.6% (5 両未満を除く) を目標とし、新たに説明会を北薩地区、大隅地区でも実施する。また、支部会・部会から要請があった際も実施する。

○平成 29 年度申請に係る説明会

鹿児島地区：4 月 18 日（火） 大隅地区：4 月 26 日（水）

北薩地区：4 月 27 日（木）

支部会・部会：5～6 月

○平成 30 年度申請に向けた説明会（全地区 11 月実施予定）



● 免許取得助成事業

新運転免許制度施行に伴い、新たな助成事業を行い、若年ドライバーの確保を図る。

【助成額等】 会員事業者が負担した免許取得費用の 2 分の 1 の額

上 限 額 … 大型免許（限定解除含む）10 万円、中型免許（中型限定解除含む）5 万円
けん引免許 5 万円、準中型免許 5 万円、準中型免許（限定解除）3 万円

上限人数 … 1 事業者 2 名まで（ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得（普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く）については、上限を設けない。）

予 算 額 … 450 万円

● 運転者研修助成事業

ドライバーの安全意識や運転技術向上のため、運転者研修や指導監督者研修を受講した会員事業所に対し、受講料を助成する。（実施指定機関あり）

初 任 運 転 者 研 修 … 【運転者向け】4,000 円（※2つの実施機関あわせて、1社10名まで）
【指導者向け】24,000 円（1社2名まで）

一 般 運 転 者 等 研 修 … 2,500 円（1社10名まで）

事 故 ・ 違 反 運 転 者 研 修 … 5,000 円（1社2名まで）

予 算 額 … 168 万円

● のぼり旗・DVD 作成

「交通安全運動実施中」ののぼり旗・労働災害防止対策向けの DVD を作製し、会員へ配布し、運動の周知を図り、交通事故・労働災害防止の意識高揚を図る。



のぼり旗
サイズ
60cm×1.8 m

●トラックの海の森事業

地球温暖化の原因である CO₂ の削減を図るため、藻場造成事業を実施する。

内容 … 設置要望のある市町村に（公財）かごしま豊かな海づくり協会が生産している「ホンダワラ類種苗ブロック」を使用し、藻場造成を行う。（原則、毎年1支部）

予算 … 65 万円



ホンダワラ類種苗ブロック 海藻の種付けを行い、育成させたブロック

●人材確保につながる広報事業等

人材確保対策が喫緊の課題であることから、若年、女性ドライバー等の確保、定着、育成を目的とした広報事業を推進する。

●中継輸送に関する調査研究

大消費地から遠い鹿児島県の事業者の喫緊の課題となっている、長時間労働等の労働環境の改善策の1つである、中継輸送に関する先進事例フォーラムを開催する。

開催時期 … 9月～11月



イメージ



平成28年度第5回理事会

月日 平成29年3月24日(金)

場所 鹿児島県トラック研修センター

理事 16 名、監事 5 名、オブザーバー 2 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議・報告事項)

- ・平成 28 年度補正予算（案）について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・規程の改正について
- ・鹿児島市との「災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定」について
- ・会員の入退会について
- ・各種助成金について
- ・第 5 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会について
- ・委員会報告
- ・新規採用職員紹介

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。



平成28年度第9回正副会長会及び第7回総務委員会合同会議

月日 平成29年3月14日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

正副会長及び委員 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・平成 28 年度補正予算（案）について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・規程の改正について
- ・鹿児島市との「災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定」について
- ・平成 28 年度第 5 回理事会に提出する議題について

上記事項について協議し、次回理事会に提案することとなりました。



大崎町大丸小学校への 交通安全横断幕寄贈式

月日 平成29年2月24日(金)

場所 大崎町立大丸小学校

■内容

ドライバーの安全運転を願う児童の作文を目にした志布志警察署から、当協会へ事故防止対策強化の協力要請があり、『運転手さんきょうも安全運転ありがとう』の横断幕を贈呈しました。



平成28年度第2回運行管理者 試験が実施される

月日 平成29年3月5日(日)

場所 鹿児島国際大学

■受験者数

279名

■合格発表

試験結果の発表は4月4日(火)、(公財)運行管理者試験センターのホームページに掲載され、受験者への「試験結果通知書」は4月4日(火)に郵便で発送される予定です。

■次回試験の予定

次回(平成29年度第1回)試験の試験日は、平成29年8月27日(日)の予定です。申請書の頒布期間及び申請期間は、平成29年5月19日(金)～6月9日(金)の予定です。

「2016セーフティー・チャレンジ180」安全運転コンテストが終了

■目的

県内の運転免許を有するものが5名1組でチームを結成し、チーム全員が無事故・無違反を達成することを目標に安全運転を実践し、交通安全意識や交通マナーを高め、交通事故の防止を図ること

■期間

平成28年5月1日(日)～平成28年10月27日(木)

■参加者

412チーム 2,060名

達成チーム数 318

達成率 77.2%

キッズ未来フェスタに出展

月日 平成29年3月11日(土)

場所 イオンモール鹿児島

■目的

子供たちが仕事体験を通じてトラックに関心を持ってもらうこと

■内容

イベントでは、トラックの荷台の乗車体験を行い、トラックを身近に感じてもらいました。

荷台でダンボールの積卸ろしを体験したり、ヘルメットを被って記念撮影をしたりと、多くの子供たちに喜んでもらいました。

また、展示ブースでは安全靴を展示し、実際にハンマーで叩いたりしながら安全靴の重要性を認識してもらいました。子供にも分かりやすいトラック輸送に関するパネル展示や子供向け冊子「トラックミニ百科」を配布しPRを行いました。



平成28年度第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会

月日 平成29年3月13日(月)

場所 鹿児島サンロイヤルホテル

■協議会の目的

トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、運行時間以外に手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが必要である。このため、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、トラック運送事業者団体、労働者団体、厚生労働省、国土交通省等が参画する協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うこととし、関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ること。

■議 題

1. トラック輸送業の生産性向上・労働条件改善に向けた取組について
2. 平成28年度パイロット事業の実施結果について
3. 平成29年度パイロット事業について
4. 「過労死等ゼロ」緊急対策について
5. その他



平成29年度も引き続き、パイロット事業を実施することとなりました。

災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結式

月日 平成29年3月24日(金)

場所 鹿児島市役所

■目的

鹿児島市域内において、地震、風水害等による災害時の支援物資及び備蓄資機材等の集積拠点から避難所等への物資輸送に関して協力を行い、市民生活の安定を図ることを目的とする。

■協定先

鹿児島市



平成28年度鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議

月日 平成29年3月21日(火)

場所 鹿児島運輸支局

鹿児島運輸支局8名、適正化事業実施機関6名が出席し、下記事項について協議しました。

(協議事項)

- ・平成28年度適正化事業 業務推進状況について
- ・平成29年度適正化事業 事業計画(案)について
- ・運輸局及び運輸支局における監査結果と処分状況について
- ・管内事業用自動車の重大事故発生状況について



今後も、相互の連携を密にし、毎月の幹事会等で情報を共有することとなりました。

第22回鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

月日 平成28年3月21日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員5名、参考人(鹿児島運輸支局)1名が出席し、下記事項について協議しました。

(協議事項)

- ・平成28年度適正化事業 業務推進状況について
- ・平成29年度適正化事業 事業計画について

その他、Gマーク取得対策、巡回指導における未改善事業者に対する対応等について意見が交わされました。



全日本トラック協会が「時間外労働の上限規制に関する要望書」を提出

■内容

3月7日に開催された石井啓一国土交通大臣と自動車運送事業関係団体（全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会）との意見交換会において、石井大臣から働き方改革の推進について協力要請があったことを踏まえ、3月23日全日本トラック協会の坂本克己副会長と福本秀爾理事長が石井大臣に対し、「時間外労働の上限規制に関する要望書」を提出しました。



平成29年3月23日

国土交通大臣
石井 啓 一 殿

時間外労働の上限規制に関する要望書

公益社団法人全日本トラック協会
会長 星野 良三

【要望事項】

1. 荷主に対する指導を徹底していただきたい。
・長時間労働の是正に向けて荷主の協力が得られるよう必要な措置を講じていただきたい。
・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」に関して、経済産業省、農林水産省等荷主を所管する省庁からの地方協議会への積極的な参画を図っていただきたい。
2. 取引環境の改善が図られるよう、政府として取組を進めていただきたい。
適正運賃収受に加え、附带作業や荷待ち時間など運送以外の業務に係る費用を荷主に適切に負担していただくなど、適正な運賃・料金収受ができる環境を整えていただきたい。
3. トラック輸送の生産性向上のために必要な支援をいただきたい。
中継輸送の導入に向けた支援や、フェリー等の利用促進、トレーラ化やダブル連結トラックの導入の推進など、トラック輸送の生産性向上に向けた支援をお願いしたい。また、自動運転、隊列走行等の技術開発を促進していただきたい。
4. 高速道路を十分に活用できる環境を整えていただきたい。
労働時間の短縮に向けては、一般道から高速道路への転換を促し、高速道路のさらなる活用ができるよう、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続などの措置を図っていただきたい。
5. 猶予期間を設けていただきたい。
諸課題を解決し労働時間短縮の定着を図るためには、一定の時間がかかることから、時間外労働の上限規制を罰則付きで法令上位置付けるに当たっては、猶予期間の設定や、段階的な適用を図っていただきたい。

2017セーフティー・チャレンジ180 参加チームの募集



安全運転でハワイへ行こう!

県内の運転免許を有するものが5名1組でチームを結成し、チーム全員が無事故・無違反を達成することを目標に安全運転を実施して、交通安全意識や交通マナーを高めるとともに、参加者を通して広く県民に交通安全意識を浸透させ、交通事故の防止を図ることを目的として実施されています。

趣旨をご理解いただき多数のご参加をお願いします。

5月1日(月)～10月27日(金)までの実施期間中に1チーム全員が無事故・無違反を目指してもらいます。

1 1チームは5名です。(1人が複数のチームに参加することはできません。)

2 参加資格

- (1)鹿児島県トラック協会の会員事業者の役員または従業員であること。
- (2)運転免許(国際・外国免許及びペーパードライバーを除く。)を有して、県内に居住または勤務していること。

3 無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選によりハワイ旅行、国内旅行券、商品券、クオカード等多数の副賞が当たります。

4 参加申込み

同封の参加申込書にご記入のうえ、原本を協会窓口へ提出またはご送付ください。
不足の場合はコピーしてご使用ください。

記入漏れがないようにお願いします。(記入方法は同封の参加申込書裏面をご確認ください。)

5 参加料は、1チーム3,150円です。

そのうち、トラック協会が1,650円を助成します。

残りの1,500円を①か②の方法でお支払いのうえ、お申込みください。

①トラック協会窓口でお支払い

②振込でのご入金(※振込手数料は差し引かずお振り込みください)

銀行名:鹿児島銀行 谷山港支店

口座番号:普通 750430

口座名:公益社団法人鹿児島県トラック協会



6 申込は先着順で受付しますが、申込多数の場合は参加申込の多い事業者の方を調整させていただきますので、ご了承ください。予算額に達した時点で申込受付を終了します。

7 申込み締切は4月30日です。(厳守)

平成29年春の全国交通安全運動

公益社団法人鹿児島県トラック協会実施計画

鹿児島県トラック協会は、全日本トラック協会が定めた平成29年春の全国交通安全運動実施計画に基づき、関係機関・団体と密接に連絡、協調して効果的な推進を図るとともに、適正化指導員のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めることとしています。なお、本年は、本運動期間中の4月10日（月）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業所のみならず、広く一般に対しても周知を行います。

記

1. 実施期間

平成29年4月6日（木）～15日（土）

2. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」）は、運転者に対し、次の事項を重点において安全運行の徹底について指導する。

《最重点推進項目》

- (1) 追突事故の防止
- (2) 交差点事故の防止

《重点推進項目》

- (3) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (5) シートベルトの正しい着用の徹底
- (6) 飲酒運転の根絶
- (7) トレーラ事故の防止
- (8) 高速道路における事故の防止
- (9) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚
- (10) 健康起因事故の防止
- (11) 過労運転の防止
- (12) 「危険ドラッグ」の根絶

3. 車両の安全性確保

事業者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

4. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

5. 広報活動の推進

ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

6. その他（県ト協の春の交通安全運動取り組み）

★ 4月4日（火） 9時00分から

「春の全国交通安全運動並びに地域安全運動出発式」（主催：鹿屋市）
場所：スシロー鹿屋寿店 駐車場

★ 4月5日（水） 15時00分から

平成29年「春の全国交通安全運動」街頭パトロール出発式
場所：県警本部南側大型駐車場（主催：鹿児島県交通安全県民運動推進協議会）

★ 4月6日（木） 15時00分から

「春の全国交通安全運動」に伴うキャンペーン
場所：九州縦貫自動車道 上り桜島SA 駐車場（主催：鹿児島県高速道路交通安全協議会）

★ 4月10日（月） 13時30分から

第22回高齢者ふれあいトラック交通安全教室
場所：鹿児島県自動車学校（始良市）（主催：鹿児島県トラック協会）

★ 4月11日（火） 13時30分から

第23回高齢者ふれあいトラック交通安全教室
場所：鹿屋自動車学校（鹿屋市）（主催：鹿児島県トラック協会）

平成29年度も「交通安全運動実施中」の横断幕を主要道路等に掲げ、広く県民、会員事業者へ運動の周知を図り、交通事故防止の意識高揚を図ります。



貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う 指導及び監督の指針が改正されました

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

指導・監督指針

平成29年
3月施行

改正のポイント

指導・監督を怠った場合は…

運転者が貨物自動車運送事業法、道路交通法やその他の法令に基づき、遵守すべき事項に違反した場合には、トラック事業者もその指導及び監督の責任から、処分を受けることとなります。



[参考] 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について (抜粋)

違反行為	基準日車等			
	初違反	再違反		
「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反				
1. 「2.」「3.」以外の違反				
① 一部不適切 (指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)	警告	10日車		
② 大部分不適切 (指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	10日車	20日車		
2. 最高速度違反行為 (下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。	初回警告	2回目 10日車	3回目 20日車	4回目以上 40日車
3. 駐停車違反 (駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。) 放置駐車違反 (自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をいう。) その他の道路交通法の違反行為 (2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)	初回警告	2回目以上 10日車		
指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反				
1. 特別な指導の実施状況				
① 一部不適切 (指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)	警告	10日車		
② 大部分不適切 (指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	10日車	20日車		
2. 運転適性診断の受診状況				
① 受診なし1名	警告	10日車		
② 受診なし2名以上	10日車	20日車		

輸送の安全確保に必要な運転者への指導及び監督を実施していくために、トラック事業者は本指導監督指針の改正内容を把握し、計画的に指導及び監督を実施していかなければなりません。

お知らせ

「指導・監督指針」をわかりやすく解説した一般的な指導及び監督の実施マニュアルは、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

▶ <http://www.mlit.go.jp/> (検索)

また、全日本トラック協会が企画・制作した「事業用トラックドライバー研修テキスト」(全10分冊)は全日本トラック協会のホームページでダウンロードできるほか、日本貨物運送協同組合連合会では書籍として販売しています。▶ <http://www.jta.or.jp/> (検索)

なお、初任運転者に対する特別な指導(研修)は、地方トラック協会(一部を除く)で実施しています。詳しくは、最寄りのトラック協会にお問合わせください。



1

一般的な指導及び監督の指針 改正事項

「貨物自動車運送事業法」等の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能・知識を習得させることと発給的に、トラック事業者は運転者に対して「一般的な指導及び監督」を実施する必要があります。

今回の改正では、指導・監督の項目が従来の11項目から12項目に増えました（「安全性の向上を図るための指導を備える事業用自動車の適切な運転方法」の指導項目への追加）。また、新たに「交通安全教育計画を採用した教育」、「緊急時における適切な対応」などの内容が追加されたほか、近年増加傾向にある健康起因事故への対応についても盛り込まれました。



【一般的な指導及び監督の内容】

項目	改正後の追加内容
1 「トラックを運転する際の心構え」	交通安全教育計画を採用し、参加の意欲の向上を促す。
2 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づき日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それらを行ったために事故を発生した事業者及び運転者への処分並びに事故の被害者等に対する心理的影響を説明し、規定を遵守することの重要性を理解させる。
3 「トラックの構造上の特性」	運転中の姿勢が運転に与える影響を理解させるとともに、トレーラを運転する場合には、運転に際して調整すべき事項を理解させる。この場合、トレーラによりコンテナを運搬する場合には、コンテナの積載の重要性も併せて理解させる。
4 「道路の正しい運転方法」	車線変更等の必要な運転を行った際の適切な運転方法を理解させる。
5 「道路状況の把握」	道路状況の把握に際しては、運転者及び指導者に対する適切な指導について理解させる。
6 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	危険物を運搬する事業者によっては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する際に留意すべき事項を理解させる。また、タンクローリーにより危険物を運搬する場合は、安全に運搬するために調整すべき事項を理解させる。
7 「適切な運行の経路及び当該経路における適切な交通の状況」	改正なし。
8 「危険の予兆及び回避並びに緊急時における対応方法」	自らへの健康起因の予兆として疲労し、集中力が低下し、安全を確保し、適切な対応を講ずる。また、運送物の重大な損傷が運転に与える影響のほか、事故発生時、災害発生時の危険な状況に備える適切な対応方法を理解させる。
9 「運転者の適性診断に応じた安全管理」	適性診断の結果その他の方法により個々の運転者に合わせた適切な指導を実施させる。
10 「交通安全に関わる運転者の主体的な役割の発揮の促進及びこれへの対応方法」	高効率な運転の促進に併せて、交通安全に関与する事業者の役割を理解させる。運転者の勤務時間及び業務内容に係る指導を実施させる。
11 「健康増進の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神的な健康増進を行うことの重要性を理解させる。
12 「安全性の向上を図るための指導を備える事業用自動車の適切な運転方法」	当該指導の導入への経過及び得た見解が交通安全の向上となるものであることについて、事例を説明することにより、当該事業者が運転者の適切な運転方法を理解させる。

1項目が新たに追加され、指導内容が充実する

2

特定の運転者に対する特別な指導の指針 改正事項

初任運転者や高齢運転者、事故初起運転者といった特定の運転者に対しては、よりきめやかな指導を行う必要があります。トラック事業者が特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保し、トラックの運行の安全を確保するために必要な事項を確保させることを目的に実施します。

今回の改正では、初任運転者に対して、12で紹介した「一般的な指導及び監督の内容」と同様の内容の指導を実施すると、15時間以上の指導教育を実施する（トラックの構造特性などの指導は実車を用いる）とともに、実際にトラックを運転させて安全な運転方法を体得させる実技指導について、20時間以上の指導時間による指導が義務化されました。

【初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間】

- 一般的な指導及び監督内容 12 項目を全て実施
- 上記内容を座学および実車を用いることにより実施
（座学は、1日あたり10分以内の時間短縮の原則に基づき実施することとする）
- 座学 6時間以上（座学のみ） ▶ ● 実車 15時間以上
- 実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を体得
 ● 実車 20時間以上



【初任指導における特定運転者指導科目別指導件数（件数）】



3 特定の運転者に対する適性診断の実施

トラック事業者は、安全確保を図るために、初任運転者、高齢運転者、事故初起運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を実施させることが義務付けられています。今回、改正は布りませんが、個々の運転者に自身の運転行動の特性を理解させ、危険を予測・回避できるように、トラック事業者は適性診断を実施させるだけでなく、その結果を活かした適切な指導・監督をする必要があります。

【初任指導における特定運転者適性診断科目別指導件数（件数）】



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正のお知らせ

改正道路交通法の施行日である3月12日に合わせて施行する「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）に係る解釈運用について、今般、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連盟により、別添の『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』一部改正について」のとおり通達が発出されましたのでお知らせします。

1. 改正内容

- (1) 指導監督指針第2章2(2)②の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指し、安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合にあっては、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を確認し、指導することができることとする。(第10条第9項)
- (2) 指導監督指針第2章2(2)②の趣旨は、一般貨物自動車運送事業者等において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貨物自動車運送事業者等は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要性があり、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。(第10条第10項)
- (3) 指導監督指針第2章3(1)②の規定に基づく指導の実施時期については、「やむを得ない事情がある場合」のほか、添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。(第10条第11項)

2. 施行

平成29年3月12日

準中型自動車運転免許の新設に伴う 運転免許種別の確認徹底のお願い

準中型運転免許制度導入に伴い免許区分が細分化されますので、会員の皆様には運転者が取得している運転免許の年月日及び種類について運転者台帳により適切に管理するとともに、運転免許証と運転に係る事業用自動車の自動車検査証との確実な照合を行うよう、確認の徹底をお願いします。

【お問合せ】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部

TEL:03-3354-1045

トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック 及び運送委託者向けリーフレットのお知らせ

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

労働力不足の解決のためには、①取引環境の改善と、②輸送の効率化をはじめとした生産性向上が重要です。

国土交通省により、①を支援するため、トラック運送事業者向けの「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」及び運送委託者向けに取引上の留意点などをわかりやすくまとめたリーフレットが作成されました。

国土交通省ホームページ、全ト協ホームページからダウンロードしてご活用ください。

価格交渉ノウハウ・ハンドブック

トラック運送事業者のための
価格交渉
ノウハウ・ハンドブック

働きやすいトラック運送業を目指して!

取引条件の改善に向けて法令違反となる取引行為や必要な価格交渉ノウハウを掲載

 国土交通省

運送委託者向けリーフレット(一部抜粋)

国土交通省 中小企業庁

運送委託者の方へのお知らせ

契約の内容を書面化 できていますか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、運送日時、附帯業務の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- 運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 附帯作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていないか。
- 契約書を保存していますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

国土交通省 中小企業庁

運送委託者の方へのお知らせ

附帯業務に対して料金を 支払っていますか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。

こんな取引を目指しませんか?

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

国土交通省 中小企業庁

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を 放置していませんか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主助告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
- 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き出す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

国土交通省 中小企業庁

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の 負担を拒んでいませんか?

⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

⚠️ 要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があつたにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事象に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

南九州自動車道芦北IC～津奈木IC 夜間全面通行止めのお知らせ

 **お知らせ** 南九州自動車道新設に伴う橋梁工事のため、**夜間規制**を行います。
22時00分～翌朝6時00分

夜間全面通行止

南九州自動車道 芦北IC～津奈木IC(下り線)
及び 国道3号 津奈木駅付近

H29 4/26(水)夜～27(木)朝

4/27(木)夜～28(金)朝

夜間通行止時、中・大型車の方は、津奈木駅付近通り抜けが出来ません。水俣(鹿児島)方面・八代(熊本)方面に行かれる場合は迂回路へお回り下さい。

夜間片側交互通行

国道3号 津奈木駅付近

H29 4/24(月)夜～25(火)朝、4/25(火)夜～26(水)朝

通行止期間中
大変ご迷惑を
おかけします。

 気象状況により日程が変更になる場合があります。

みなさまの
ご協力をお願
いいたします。

規制スケジュール

平成29年 4月							
23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日
		片側交互通行	片側交互通行	全面通行止	全面通行止		

当日の**迂回路**については**裏面**をご覧ください。

厚生労働大臣名による 「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請

平成 26 年 11 月に「過労死等防止対策推進法」が施行されましたが、過労死等ゼロの社会の実現にはいたっていないことから、長時間労働の削減等について一層の努力をしていただくよう、緊急要請がなされました。

平成 29 年 2 月 7 日

事業主団体代表者 各位

「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請書

厚生労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

平成 26 年 11 月に「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」が施行され、2 年が経過しましたが、平成 27 年度の脳・心臓疾患による労災支給決定件数は 251 件（うち死亡の決定件数は 96 件）、精神障害による労災支給決定件数は 472 件（うち未遂を含む自殺の決定件数は 93 件）となっています。

また、精神障害による 472 件のうち、時間外労働時間数が月 80 時間以上のものが 192 件で約 4 割を、未遂を含む自殺による 93 件のうち、時間外労働時間数月 100 時間以上が 55 件で約 6 割をそれぞれ占めています。いまだに過労自殺など悲劇が繰り返されており、過労死等ゼロの社会の実現には至っておりません。

過労死は決してあってはならないことであり、「過労死等防止対策大綱」に掲げられた「過労死等ゼロ」を目指すために、国をはじめとする関係当事者が一丸となって、長時間労働の削減をはじめ、メンタルヘルス対策やパワーハラスメントの予防・解決など、働き方の見直しと職場環境の改善に本気で取り組むことが求められています。

貴団体におかれては、これまでも「働き方改革」に向けた取組を行っていただいておりますが、長時間労働の削減等について、一層の努力をしていただくよう、改めて下記の事項について要請します。今回の要請の趣旨を十二分にご理解いただき、貴団体から傘下団体・企業等への周知・啓発に向けたご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 時間外・休日労働をさせる場合には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に基づく協定（以下「36 協定」という。）を締結する必要があり、36 協定で定めた延長することができる時間の範囲を超えて働かせてはならないこと。

36 協定に則り時間外・休日労働をさせる場合であっても、時間外・休日労働は必要最少限にとどめられるべきものであり、36 協定の内容については、時間外労働の限度に関する基準（平成 10 年労働省告示第 154 号）を踏まえ、過重労働を招くことがないよう適正な水準とすること。既に 36 協定を締結している場合でも、労働実態も踏まえて、その内容を労使で検証した上で、時

間外・休日労働の削減に向けた取組や 36 協定の見直しなどにより適正化を図ること。

また、過重労働を防止するためには、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日）（※）に基づき、使用者には労働時間を適切に管理する責務があり、虚偽の労働時間を賃金台帳に記載した場合等には労働基準法違反となることを十分認識すること。

併せて、同ガイドラインを踏まえ、

- ① 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間として取り扱わなければならないこと
- ② やむをえず自己申告により労働時間を把握している場合に、労働者からの自己申告により把握した時間と、入退場記録等のデータにより分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときは実態調査を行うこと
等を徹底すること。

（※）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）については、厚生労働省ホームページを参照のこと。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/koyou_roudou/roudoukiun/roudouzikan/070614-2.html

- 2 経営層が労働者の健康確保措置に関与する体制の構築を図ることが重要であることから、企業・業界団体のトップ自らがリーダーシップを発揮し、担当役員を選任するなど労働者の心と体の健康確保を組織的に推進するとともに、働きやすくストレスの少ない職場環境を整備するため、ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策の取組を推進すること。

また、パワーハラスメントに該当すると言われる代表的な 6 つの類型（身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害）に留意し、トップからのメッセージの発信、実態の把握、研修の実施、相談窓口の設置など、その予防や解決に向けた取組を持続的に行うこと。

企業にとっても生産性向上等、組織の活性化のためには、働く人々が健康であることが必要不可欠であり、「健康経営」の観点からも上記の取組による「心の健康づくり」を推進すること。

- 3 長時間労働の一因として、顧客や発注者からの要請等取引上の都合や商慣行が存在することから、他の企業との取引を行うに当たっては下記の事項に配慮すること。
 - ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
 - ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
 - ③ 発注の平準化、発注内容の明確化等発注方法の改善を図ること

厚生労働大臣

塩崎恭久

大型貨物自動車の速度抑制装置に係る 改変防止のお願い

大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の機能を不正に改変するよう調整されたLジョイントをインターネットで販売したものが逮捕される事案が発生しました。

会員の皆様は、Lジョイントの装着やパルス整合器の調整を正規の目的以外で行わない、Lジョイントの装置の有無を確認する、装着されている場合はその理由（タイヤサイズの変更に伴うなど）を確認するなど改変防止徹底をお願いします。

【お問合せ】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部

TEL:03-3354-1045

労働保険年度更新手続きのお知らせ

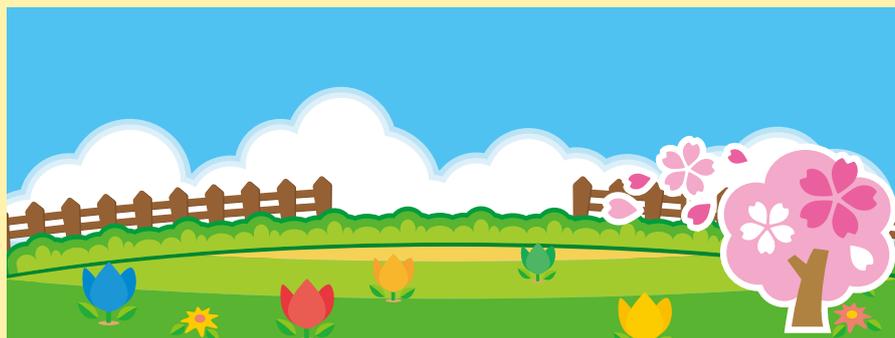
**6月1日（木）から7月10日（月）までは
労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です**

- 6月はじめに送付されます労働保険料申告書・納付書により、期間中に申告・納付を行っていただきますようお願いします。
- 平成23年度から、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書の受付は、原則として記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。このため、申告書に記入誤り・漏れがないよう、自主的な記入・申告をお願いします。
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）からも電子申請による年度更新申告ができます。

【お問合せ】

鹿児島労働局労働保険徴収室 適用係

TEL:099-223-8276



平成29年度定時社員総会のご案内

平成29年度定時社員総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

1. 日 時 平成29年6月7日(水)
14時30分 開会
2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル 中央の間
鹿児島市与次郎1-8-10
TEL: 099-253-2020

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。



平成29年度助成事業一覧

平成29年度の助成事業は、下記のとおりです。
 会員の皆様は、是非ご活用ください。★印は、今年度新規に追加したものです。
 詳細は、県ト協ホームページの「助成事業に関する規程」を確認されるか、労働・環境課又は経理課へお問い合わせください。

平成29年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目	助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備 考		
	安全装置等導入促進助成金	全ト協対象機器	10,000	500	1事業者あたり10台まで (追加)側方視野確認支援装置(車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。) 後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 2万円	
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金(仮称)	★ 全ト協対象(型式)機器 (*国の補助装置と同一)	50,000	500	中型車のみ対象 1事業者2台まで (*総重量3.5トン以上、8t未満の車両) 装置取得価格の1/4 上限5万 *中小企業事業者に限る。	
	ドライブレコーダ機器導入促進助成金	全ト協対象機器 ・運行管理連携型	20,000	4,200	登録台数(除く:被けん引車)の30%まで (上限:1事業者20台まで)	
		全ト協の示した機器 ・標準型 ・簡易型	3,000	200	登録台数(除く:被けん引車)の30%まで (上限:1事業者10台まで) ※簡易型については機器価格1万円(税別)以下ものについては、対象外とする。	
	アルコール検知器増強導入促進助成金		20,000	300	購入またはリース費用の1/2 1事業者2万円(上限)	
	適性診断機器導入助成金		50,000	50	導入費用の1/2 1事業者1セット・5万円(上限)	
	コボレーションシート導入助成金		30,000	200	導入費用の1/2(*ダンプのみ) 1事業者3万円(上限)	
労働・安全対策事業	貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金	(特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (ONGA等)	各研修機関の受講料参照	1,500	受講料の7割助成(残り3割及び交通費等は、各社負担) ただし、Gマーク事業所の場合、全額助成(交通費等除く) 4泊5日研修追加	
		県ト協(指定) みゆき学園(15)	32,400	486	受講料の7割助成(残り3割及び交通費等は、各社負担) ただし、Gマーク事業所の場合、全額助成(交通費等除く)	
		県ト協(指定) マジオDS(60)	15,120	907	受講料の7割助成(残り3割及び交通費等は、各社負担) ただし、Gマーク認定事業所の場合、全額助成(交通費等除く。)	
		★ 初任運転者等研修	【指導者向け】 ONGA(20)	24,000	480	受講料(48,000円)の一部助成 (交通費等は、各社負担)
		★ 一般運転者等研修	県ト協(指定) マジオDS みゆき学園	4,000	600	受講料(9,450円)の一部助成 (交通費等は、各社負担)
		★ 事故・違反運転者研修	県ト協(指定) マジオDS	2,500	400	受講料(5,400円)の一部助成 (交通費等は、各社負担)
		★ 事故・違反運転者研修	県ト協(指定) マジオDS	5,000	200	受講料(34,000円)の一部助成 (交通費等は、各社負担)
	免許取得助成金			4,500	会員が負担した免許取得費用の1/2 大型免許 10万(上限) 大型免許(限定解除含む。) 5万(上限) けん引免許 5万円(上限) 中型免許(限定解除含む。) 5万円(上限) 準中型免許5万円(上限) 準中型免許(限定解除)3万円(上限) 1事業者2名まで ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く)については、上限を設けない。	
		大型免許	100,000			
		大型免許 (限定解除含む。)	50,000			
		けん引	50,000			
		中型免許 (限定解除含む。)	50,000			
		★ 準中型免許	50,000			
		★ 準中型免許 (限定解除)	30,000			

平成29年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目		助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備 考	
労働・安全対策事業	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（精密検査含む。） ※事前申請が必要です。（精密除く。）	一次・二次検査	5,000	900	登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者20名まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引) まで 登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者30名まで"	
		精密検査	10,000	50	※精密検査 1万円(上限) 1事業者2名まで	
	健康診断助成金 (定期健康診断)	定期健康診断	1,500	3,000	登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者15名まで(上限) *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで 登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者30名まで(上限) (共通)常時選任運転者1人あたり1,500円 (1人につき1回のみ)	
	突発性運転不能障害疾患予防対策助成金	脳ドック・心臓ドック検査	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	50	1事業者2名まで
		てんかん検査	てんかん検査	5,000		1事業者2名まで
	適性診断	一般診断(2360名)		1,150	2,714	2,300円の半額助成 (上限:1事業者登録車両数1.2倍まで)
		初任診断(1000名)		1,150	1,150	4,700円の一部助成
		適齢診断(80名)		1,150	92	4,700円の一部助成
	運転経歴証明書申請助成金	運転記録証明書	630	5,300	全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで	
	運行管理者等一般講習受診助成金	一般講習	3,100	3,100	全額助成	
セーフティー・チャレンジ180参加助成金	参加費	1,650	660	1チームあたり参加費の一部助成		

平成29年度【環境・エネルギー対策事業】

環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。	天然ガス車	2トン 235,000 4トン 605,000	386	※全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 234,000 / 4トン 600,000 (*H28年度助成額) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
		ハイブリッド車	2トン 195,000 4トン 435,000		※全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 193,000 (*H28年度助成額) 4トン 431,000 (//) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
	EMS用機器導入促進助成金	全ト協選定機器	10,000	500	1事業者5台まで
	アイドリングストップ支援機器導入助成金	(全ト協対象機器) エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	120	(全ト協対象機器) 購入費用の1/2 (上限6万) 1事業者1台まで
		蓄冷クーラー	20,000	300	(県ト協) 購入費用の1/2 (上限2万) 1事業者2台まで
	蓄熱マット(ベット) 電気毛布	5,000	(県ト協) 購入費用の1/2 (上限5,000) (マット・毛布)を含めて枚(台)数は登録車両数の30%以内 *ただし、上限1事業者10枚まで		
エコタイヤ導入促進助成金		1,000	1,000	1本あたり1,000円 (1事業者50本まで)	
グリーン経営認証制度促進助成金	新規認証	30,000	420	新規認証及び更新認証あわせて1事業者の申請は、1回のみとする。	
	更新認証	20,000			

平成29年度【経営・近代化促進事業】

経営・近代化促進事業	(*全ト協) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業	新設	1,000,000	2,000	※公募期間あり 但し、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合があります。
		増設	300,000	300	
	中小企業大学校講座受講促進助成金	中小企業大学校の定めた研修	-	300	受講料の2/3
	信用保証料助成金	信用保証協会保証料	-	500	1事業者保証料1/2 (上限10万)

平成 29 年度の新規助成事業は下記のとおりです。

※赤文字は追加、変更箇所を示します。

助成事業	概要	
安全装置等 導入促進助成金	対象機器	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ※車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合限る ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ④ IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (G マーク認定事業所に限る)
	助成金額	1 台につき対象装置毎に 1 万円 後方視野支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 2 万円
	昨年度からの 変更点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側方視野確認支援装置 (車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。) ・ 後方支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 2 万円
衝突被害軽減 ブレーキ装置導入 促進助成金	対象機器	総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックへ装着された衝突被害軽減ブレーキ ※新車新規登録の車両 ※国の事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。
	助成金額	装置取得価格の 1/4 上限 5 万円 1 事業者 2 台まで (* 総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の車両)
	その他	* 中小企業事業者に限る。国の助成金との併用は妨げない。
貨物自動車 ドライバー等助成金 (安全運転研修等)	内容	ドライバー等に対する安全教育
	助成金額	受講料の 7 割 (ただし、G マーク認定事業所の場合、受講料の全額)
	昨年度からの 変更点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ト協研修 4 泊 5 日研修追加 ・ 1 泊 2 日 (県ト協指定 ONGA) →初任運転者 (指導監督者研修) へ変更 ・ 1 日研修 (県ト協指定みゆき学園) 人数減

※**赤文字**は追加、変更箇所を示します。

助成事業	概要	
貨物自動車 ドライバー等助成金 (仮称) (初任運転者等研修)	内容	初任運転者等に対する教育研修
	助成金額	初任運転者教育研修 受講料 9,450 円のうち 4 千円助成 〃 指導監督者研修 受講料 4 万 8 千円の半額助成
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任運転者教育研修 2 日研修 1 会員 10 名まで助成 ・ 指導監督者研修 1 泊 2 日 1 会員 2 名まで助成
貨物自動車 ドライバー等助成金 (一般運転者等研修)	内容	一般運転者等に対する指導指針に基づく教育研修
	助成金額	一般運転者教育研修 受講料 5,400 円のうち 2,500 円助成
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 会員 10 名まで助成
貨物自動車 ドライバー等助成金 (事故・違反運転者 研修)	内容	事故・違反運転者に対する研修
	助成金額	受講料 3 万 4 千円のうち 5 千円助成
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 会員 2 名まで助成
免許取得助成金	内容	免許取得に対する助成
	助成金額	大型免許 10 万 (上限) けん引免許 5 万 (上限) 大型免許 (限定解除) 中型免許 (限定解除含む) 5 万 (上限) 準中型免許 5 万 (上限) 準中型免許 (限定解除) 3 万 (上限) 1 会員 2 名まで ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得 (普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く) については、上限を設けない。
運行管理者等 一般講習受診助成金	内容	平成 28 年度同様
	助成金額	平成 28 年度同様
	昨年度からの変更点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 会員 2 名までの助成を「新卒者の準中型免許については、上限を設けない。 会員事業者が、準中型免許を取得し、会員事業者の鹿児島県内の営業所に運転者として就職した高等学校の新規卒業者に対して、普通免許と準中型免許の取得費用の差額について会員事業者が負担した場合は、費用の 2 分の 1 を助成。これについては上限を設けない。
運行管理者等 一般講習受診助成金	内容	平成 28 年度同様
	助成金額	平成 28 年度同様
	昨年度からの変更点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象機関 南九州日野自動車株式会社 追加

平成29年度 近代化基金融資公募のご案内

平成29年度

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

第41回近代化基金融資 公募のしおり

- ①県ト協の公募は、原則先着順で受付けます。
- ②公募額を超える申込みは、全日本トラック協会に推薦します。融資推薦適否決定通知日も変わりますのでご注意ください。
- ③利子補給率が変わりました。(全融資利子補給率0.3%)

※鹿児島県ト協の公募枠とは別枠で、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」がございますので、併せてご検討ください。(7月頃公募予定)
 対象資金 ①ポスト新長期規制適合車で且つ平成27年度燃費基準を達成した車両導入に必要な設備資金。
 ②自家用燃料供給施設購入整備に要する設備資金。

鹿児島県ト協 公募期間	第1期	第2期	第3期
	29.5.10～22	29.10.10～20	30.1.10～22
融資推薦適否 決定通知日	5月末～ 6月10日	10月末～ 11月10日	1月末～ 2月10日
公募総枠	7億円		



県ト協公募総枠超過分 全日本トラック協会へ推薦

融資推薦適否 決定通知日	1回目	2回目
	29年9月中旬	30年2月中旬

融資対象者 公益社団法人鹿児島県トラック協会の会員及びその持株会社
 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)

近代化基金融資は、運輸事業振興助成補助金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化、合理化をはかるものです。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

一般融資に関する申込み

対 象 事 業	<p>1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金</p> <p>①近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金を含む。</p> <p>②設備の「補修・改修」に要する資金を含む。</p> <p>2. 「貨物自動車運送事業法で定められた施設(単なる管理事務棟を除く)」の整備に要する資金</p> <p>3. 荷役機械・車両等(中古車にあっては排出基準適合車)の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金</p> <p>4. 低公害車及び省エネ関連機器導入に要する資金</p> <p>①低公害車とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車とする。</p> <p>②省エネ関連機器とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等とする。</p> <p><u>(注1) 推薦融資の対象は、平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)において投資される資金であって、当該年度中に全てを完了すること。</u></p> <p><u>(注2) 公募開始前に支払いを行ったものであっても、平成29年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては、推薦の対象となる。(したがって、自己資金で支払済の場合は、推薦対象外となる。)</u></p>
---------	---

条 件	<table border="1"> <tr> <td>融 資 限 度</td> <td>対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円</td> </tr> <tr> <td>貸 出 利 率</td> <td>商工中金の所定利率による。</td> </tr> <tr> <td>貸 出 期 間</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>償 還 期 間</td> <td>10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。</td> </tr> <tr> <td>償 還 方 法</td> <td>月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。</td> </tr> <tr> <td>担 保 ・ 保 証 人</td> <td>商工中金の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>再 融 資 の 制 限</td> <td>既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること</td> </tr> </table>	融 資 限 度	対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円	貸 出 利 率	商工中金の所定利率による。	貸 出 期 間	1年以上	償 還 期 間	10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。	償 還 方 法	月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。	担 保 ・ 保 証 人	商工中金の定めるところによる。	再 融 資 の 制 限	既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。	そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること
融 資 限 度	対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円																
貸 出 利 率	商工中金の所定利率による。																
貸 出 期 間	1年以上																
償 還 期 間	10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。																
償 還 方 法	月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。																
担 保 ・ 保 証 人	商工中金の定めるところによる。																
再 融 資 の 制 限	既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。																
そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること																

利 子 補 給	<p>(公社)鹿児島県トラック協会は、次の補給率により取扱金融機関に対し利息を支払うときに利子補給を行うものとする。ただし、利子補給は所定の償還期間内に限る。</p> <p>対象事業1～3 個別企業体・共同体: 0.4%</p> <p>対象事業4 個別企業体・共同体: 0.6%</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 0.3% </div>
---------	--

ポスト新長期規制適合車導入に関する申込み

対 象 事 業	ポスト新長期規制適合車の導入に要する資金 ◆平成29年4月1日～平成30年3月31日までに登録を完了すること。	
条 件	融 資 限 度	3,000万円
	償 還 期 間	5年以内(据置期間6カ月以内)
	再 融 資 の 制 限	会員は、当該年度に融資限度額を超える申込みはできない。 (ただし、一般融資を受けている場合でも申込みができる。)
	そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること
利 子 補 給	■個別企業体・共同体：0.6% ➡ 0.3%	
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫本・支店	
申 込 先	公益社団法人 鹿児島県トラック協会	
申 込 方 法	別に定める「融資推薦申込書」に見積書等を添付のうえ、公募期間内に協会に到着するよう申込む。	
融 資 推 薦 適 否 決 定 通 知 日	■1期 平成29年 6月 10日まで	■2期 平成29年11月10日まで
	■3期 平成30年 2月 10日まで	
そ の 他	1. 応募総額が公募融資枠を上回る場合は、受付した申込を審査の上、全日本トラック協会に対し推薦します。 この場合、全日本トラック協会の近代化基金融資の応募総額がその公募額を上回る場合には、一部減額して決定されることがあります。 2. このしおりに定めのない事項は、(公社)鹿児島県トラック協会の「近代化基金運営要領」の定めるところによる。	

【参考】金利(利子補給後) ※平成29年度から変更

	平成29年度
一般融資 (対象事業1～3)	<u>0.65%</u>
一般融資 (対象事業4)	
ポスト新長期	

申込み手続き等の手引き

申込書および添付書類

申込書類は、協会または地区研修センターに備えてあります。
※鹿児島県トラック協会ホームページ、会員ネットワークからもダウンロード出来ます。

図面・見積書など・・・

以下の書類を提出してください。

・建物等の場合：平面図、所在地図、見積書

・機械、車両の場合：見積書

商工中金あて借入申込み

- ・融資推薦適否決定通知書を受けた場合は、直ちに商工中金に借入申込みを行ってください。
- ・商工中金に対し出資している協同組合等の団体またはその構成員である必要があります。
この資格を備えてない方は協会にご相談ください。
- ・商工中金への提出書類等については、商工中金にお問合せください。

利子補給金額および支払い方法

利子補給金は、協会から商工中金に直接支払われます。

設備完成(購入)報告書

融資対象物件が完成(購入)した時は、「設備完成(購入)報告書」に必要書類を添付し協会へ報告する必要があります。

**協会への決算書の提出は
不要です。**

【お問合せ先】

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 経理課

TEL:099-261-1167 FAX:099-261-1169

平成29年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内

受講料3分の2を助成します！

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2を助成します。(県ト協3分の1、全ト協3分の1)

●**制度の対象となる講座** 【今年度の助成対象は、短期講座のみとなります。】

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業にかかわる講座

●**手続きフロー**

会員事業者	①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出	県ト協
	②受講承認通知	県ト協
	③講座の申込み及び受講料の納付。受講	中小企業大学校
	④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書(写)」、「振込金受取書(写)」を添えて助成金申請	県ト協
	⑤助成金の支払い(受講料の3分の2)	県ト協

※ 1 会員からの複数の申込みも妨げませんが、**申込みが多い場合は人数を調整いたします。**(ただし、定款第5条 (1) 普通会员の「イ」にあたっては、1名とします。)

※ 「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期間	定員(名)	受講料(税込/円)
企業経営・経営戦略	1	新任管理者研修【4月】	H29. 4.24 ~ H29. 4.26	3日間	30	31,000
	32	事業承継の進め方	H29. 8. 7 ~ H29. 8. 9	3日間	30	31,000
	11	顧客も従業員も幸せにするサービスを学ぶ	H29. 9.26 ~ H29. 9.27	2日間	30	22,000
	12	新任管理者研修【10月】	H29.10. 3 ~ H29.10. 5	3日間	30	31,000
	33	利益を産み出す業務改革・トラック運送業	H29.10.16 ~ H29.11.21	4日間 (2日間×2回)	20	35,000
	35	マネージャー研修【沖縄教室】 ※校外研修	H29.11. 9 ~ H29.11.10	2日間	30	22,000
	18	後継者のための社長業実践講座	H29.11.15 ~ H29.11.17	3日間	20	31,000
	20	新市場開拓のための戦略づくり	H29.12. 7 ~ H29.12. 8	2日間	30	25,000
組織マネジメント	24	女性管理者養成研修	H30. 1.23 ~ H30. 1.25	3日間	25	31,000
	36	九州・沖縄経営者塾【宮崎教室】 ※校外研修	H30. 1.25	1日間	30	16,000
	28	九州・沖縄経営者塾【人吉教室】	H30. 3. 2 ~ H30. 3. 3	2日間	35	16,000
	5	ロジカルシンキングによる問題解決の進め方	H29. 5.23 ~ H29. 5.25	3日間	30	31,000
	6	組織力アップにつながるリーダーシップ	H29. 6.13 ~ H29. 6.15	3日間	35	31,000
	7	新任管理者の自己革新研修	H29. 7.25 ~ H29. 7.27	3日間	35	31,000
	8	効果的な部下指導・育成法 【部下指導シリーズ①】	H29. 8. 1 ~ H29. 8. 3	3日間	30	31,000
	16	「報・連・相」による職場の活性化 【部下指導シリーズ②】	H29.10.25 ~ H29.10.27	3日間	35	31,000
組人織事	25	部下のほめ方・叱り方とモチベーション管理 【部下指導シリーズ③】	H30. 2. 6 ~ H30. 2. 8	3日間	30	31,000
	9	いい会社になるための人事制度づくり	H29. 8.16 ~ H29. 8.18	3日間	30	31,000
財務管理	13	人材育成プランのつくり方と進め方	H29.10.11 ~ H29.10.13	3日間	25	31,000
	4	決算書の読み方 【財務管理シリーズ①】	H29. 5.16 ~ H29. 5.18	3日間	25	31,000
	31	1日でわかる会計情報活用【沖縄教室】 ※校外研修	H29. 6.21	1日間	30	16,000
	10	決算書の活かし方①～財務分析編～ 【財務管理シリーズ②】	H29. 9.20 ~ H29. 9.22	3日間	25	31,000
商品開発	23	決算書の活かし方②～利益・資金計画編～【財務管理シリーズ③】	H30. 1.17 ~ H30. 1.19	3日間	30	31,000
	3	成約率を高める営業力向上講座 【営業管理シリーズ①】	H29. 5.11 ~ H29. 6. 9	4日間 (2日間×2回)	30	35,000
	34	売上アップのための販売情報活用術【熊本教室】 ※校外研修	H29.10.19	1日間	30	16,000
	15	役立つ提案営業の考え方と進め方 【営業管理シリーズ②】	H29.10.23 ~ H29.11.22	4日間 (2日間×2回)	30	35,000
	22	勝ち抜くための営業戦略と販売計画	H30. 1.16 ~ H30. 2.15	4日間 (2日間×2回)	25	35,000
	26	新規顧客開拓の考え方と進め方 【営業管理シリーズ③】	H30. 2. 8 ~ H30. 3. 8	4日間 (2日間×2回)	30	35,000

※申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。

※**申込み状況については、事前にお問合せください。**

(中企) 様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会長 中村利秋 殿

住 所
会 社 名
代表者名 ⑩
電話番号

受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

⑩

(各事業共通)

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 中村利秋 殿

住 所
事業者名
代表者名 ⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることをここにお誓いいたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

新規採用職員の紹介



職員名 宇都 翔弥
配 属 適正化事業課

はじめまして、4月1日付で鹿児島県トラック協会に採用していただきました宇都翔弥と申します。

私は、最近の災害でトラックが物流の基盤になっていると感じ、この業界に興味を持ちました。また、災害の際だけでなく、普段の生活の中でも今の私たちにトラック輸送はなくてはならないものだと思います。今後は業界を盛り上げていき、人々に認知されることで、トラック輸送をより身近なものにしていきたいと考えています。

不慣れな点も多く、皆様にはご迷惑をおかけすると思いますが、日々学び成長していき、いち早く仕事を覚えていきますので、ご指導のほどよろしくお願い致します。

職員退職のご挨拶

県ト協職員の間中博之が退職しましたので、お知らせします。



長い間、ありがとうございました。

昭和60年12月に協会に入社し、31年間、大変お世話になりました。

初めは、北薩地区研修センター勤務を命じられ、支部業務、輸送秩序の改善（違法運送行為の排除等）に微力ながら、努めてまいりました。その後、協会本部に移り、適正化事業指導員として皆様の事業所を訪問し、運送事業の輸送の安全を、説いて回りました。

県内くまなく、指導に行かせてもらいましたが、事業の大変さはもとより、運送事業は、国民生活に直結した大切な仕事だということも、大いに認識いたしました。

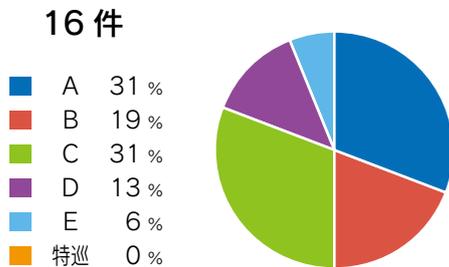
業界は、燃料、車両、環境、安全等のコストアップ、運転者不足、労働時間の問題等、難問山積ですが、日々の運行の安全確保を第一に、事業経営をしていただきたいと思います。

退職するにあたり、本来ならば、皆様の事業所を訪問し、直接お会いし挨拶を申し上げるところですが、この紙面をお借りし、鹿児島県の運送事業の発展と皆様方のご健勝、ご多幸を祈念し、お礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

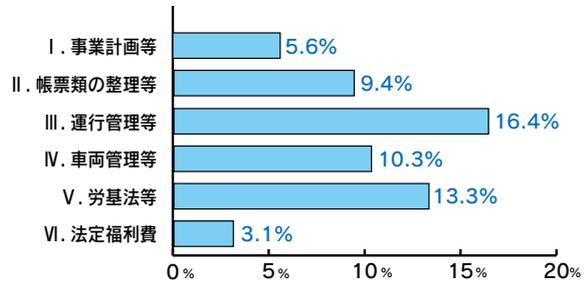
平成29年3月31日 中間 博之

平成29年(2月)巡回指導結果

巡回指導評価別結果 (平成29年2月)



指導区分別(否)比率 (平成29年2月)



巡回指導結果では、A評価(適の割合:90%以上)及びC評価(適の割合:70%以上80%未満)が24%でした。指導評価区分では「**Ⅲ. 運行管理等**」が**16.4%**、「**V. 労基法等**」が**13.3%**の指摘となっております。**36 協定の未届出**について指摘が多くなっております。

貨物自動車運送運行記録計(タコグラフ)の装着義務付け対象拡大

車両総重量 最大積載量
7トン以上または4トン以上の
事業用トラックの全てに
運行記録計(タコグラフ)の
装着が義務付けされます。



現在使用中の車両にも
平成29年3月31日
 までに運行記録計を
 装着する必要があります。
平成29年4月1日から適用
 運行記録計による記録違反は30日間の車両使用停止処分！
JTA 全国トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成26年12月1日に「貨物自動車運送事業輸送安全規則(国土交通省令)」が改正・公布され、従来から運行記録計(タコグラフ)の装着が義務付けられていた車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の事業用トラックに加え、車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックについても、運行記録計(タコグラフ)の装着が義務付けされました。

現在使用中の車両にも、平成29年3月31日までに運行記録計(アナログ式運行記録計またはデジタル式運行記録計)を装着する必要があります。

車検証の車両総重量、最大積載量をご確認いただき、対象の車両については、運行記録計の装着をお願いいたします。

	装着義務あり 車両総重量 7,800kg 最大積載量 3,500kg
	装着義務あり 車両総重量 6,900kg 最大積載量 4,000kg

	装着義務なし 車両総重量 4,500kg 最大積載量 2,000kg
--	---

その他ご不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課までお気軽にご連絡ください。
 (公社) 鹿児島県トラック協会 適正化事業課：TEL099 - 210 - 9498

平成29年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会のご案内

平成29年度安全性評価事業(Gマーク)の事前説明会を開催します。
今回は、鹿児島地区、大隅地区、北薩地区の研修センター3か所で開催します。
説明会への参加を希望される方はFAXにてお申込みください。



- 1. 対象** ・認定取得を希望する事業者及び更新しようとする事業者及び更新事業者(軽貨物は除く)
- 2. 内容** ・申請方法及び評価項目への対応について ・個別相談 等
- 3. 開催日時及び場所**
 - ① 鹿児島地区
日時 平成29年4月18日(火) 13:30～(2時間程度)
場所 鹿児島県トラック研修センター 大講堂
 - ② 大隅地区
日時 平成29年4月26日(水) 13:30～(2時間程度)
場所 大隅地区研修センター
 - ③ 北薩地区
日時 平成29年4月27日(木) 13:30～(2時間程度)
場所 北薩地区研修センター
- 4. 申込方法**
説明会申込書に必要事項を必ず記入の上、FAX(099-262-5500)にてお申込みください。
- 5. 問合せ先**
ご不明な点がありましたら、適正化事業課(TEL099-210-9498)までお問い合わせください。

平成29年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会申込書

受講希望地	① 鹿児島地区 ② 大隅地区 ③ 北薩地区 ※○で囲んでください		
事業者名			
営業所名			
役職・氏名	※複数の場合は代表者の方をご記入ください		名出席
連絡先	TEL	FAX	

FAX 送信先 適正化事業課 (099 - 262 - 5500)

平成29年度Gマーク取得対策について

平成 29 年 1 月現在、当県における G マーク取得事業所数は 260 事業所であり、5 両未満を除いた認定率は 23.1%です。これは、全国的に見ても低い数値であり、低迷しているのが現状です。

支部会、部会、トラック協会が一体となり取得率を高め、荷主企業及び一般消費者が、より安全性の高い事業者を選べる G マーク制度の普及に努め、業界のレベルアップを図らなければならないと考えます。

G マーク取得率アップを努力目標に掲げ、積極的に取り組んでいきましょう。

1. 5 両未満を除いて平成 30 年度までに 30%達成を目指しています。

事業年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認定事業所数	241	260	300	338
認定率	21.4%	23.1%	26.6%	30.0%

2. 平成 30 年度までに下記の全事業所 G マーク取得しましょう!

特に、重点的に取り組んでいただく事業所

- ① 協会本部役員の事業所
- ② 支部及び部会役員の事業所
- ③ 車両数 50 両以上の事業所

3. G マーク取得率アップと安全意識の向上を目的とした「安全性評価事業説明会」及び「次年度申請に向けた説明会」を開催します。支部・部会からの要請にもお答えいたします。

(1) 平成 29 年度申請に係る説明会

- ①鹿児島 日時：平成 29 年 4 月 18 日 場所：鹿児島県トラック研修センター
- ②大隅 日時：平成 29 年 4 月 26 日 場所：大隅地区研修センター
- ③北薩 日時：平成 29 年 4 月 27 日 場所：北薩地区研修センター

(2) 平成 30 年度申請に向けた説明会

平成 29 年 11 月頃に各地区の研修センターで開催予定

4. 「走る広告塔 G マークラッピングトラック」の活動推進

G マーク制度のさらなる普及・拡大と荷主企業や一般消費者に積極的に PR するとともに、「走る広告塔 G マークラッピングトラック」において、PR 活動を展開しております。「トラックの日」のイベントで同車両を展示するとともに、G マークコーナーにおいて、G マークの説明や安全の証しであることについて一般の参加者に対し PR を行います。



支部・部会だより

支部・部会開催状況

支部

月 日	行事名	場 所
3月2日(木)	トラック加治木支部会臨時総会	七八(始良市)
3月4日(土)	鹿屋支部役員会	うなぎの川豊 (鹿屋市)
3月11日(土)	平成28年度第5回大隅北支部役員会	だるま(曾於市)
3月17日(金)	平成28年度第4回鹿児島・種子屋久支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月17日(金)	平成28年度第4回薩摩中央支部役員会	川内ホテル (薩摩川内市)
3月22日(水)	トラック北部会役員会	膳(鹿児島市)
3月23日(木)	トラック協会日置支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月24日(金)	トラック鹿児島中央支部役員会	いっちゃん (鹿児島市)

部 会

月 日	行事名	場 所
3月2日(木)	平成28年度第3回九州ブロック食料品部会	福岡県トラック総合会館(福岡県)
3月3日(金)	平成28年度九州各県トラック協会食料品部会全体交流会	ホテルセントラーザ博多(福岡県)
3月13日(月)	飼料・畜産輸送部会研修会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月14日(火)	全ト協セメント部会・生コンクリート輸送部会合同研修会	全日本トラック協会(東京都)
3月16日(木)	平成28年度第2回セメント部会定例会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)



青年部活動報告

平成 28 年度（公社）全日本トラック協会青年部会九州ブロック大会

日時 平成 29 年 2 月 4 日（土）

場所 唐津シーサイドホテル(佐賀県)

基調講演

演題：「アメリカ市民となった日本人社長の経営哲学」

講師：マックスウェイ・フレート・システムズ社
社長 大島 雄一郎 氏



平成 28 年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会

日時 平成 29 年 2 月 24 日（金）

場所 京王プラザホテル（東京都）

◇講演：「協力雇用主制度について」

講師：特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構
理事 野口 義弘 氏



◇パネルディスカッション

「トラック運送業界における人材確保対策について」

○女性ドライバーの積極的な活用

荷扱が丁寧、荷主への印象が良い、コミュニケーション能力が高い、女性ドライバーが集まるとドライバーが集まるなどメリットが大きい。
働きやすい環境作りのため、女性専用トイレの設置、女性ドライバー用制服を導入した。
また、就業規則の改定、育児休業制度の充実等を図り、地場の仕事を増やすなど、労働環境を整備した。

○ハローワークとの協調

求人担当者に対し、何が良くて、何が原因で採用にいたらなかったか等必要とする人材像を説明。求人担当者がわが社の一次面接官になっている。

○社内報の作成

女性事務員が編集長となり社内報を作成。社員同士のコミュニケーションが深まり、会社の雰囲気は社員の家族や取引先にも伝わった。

○人材を育て、人罪は排除。

必要な「人材」と不要な「人罪」の人物像を明確化した。
自分勝手にわがままで言いたい放題な人はやめていった。
経営理念・社員心得を明文化。基本実行チェック表を作成。勤務評価を実施し、給与に反映する。
ドライバー教育を続け、多くのドライバーがやめ、多くの取引先を解消し事業も縮小したが、大幅に業績は改善した。また交通・労災事故が減少した。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 平成29年2月末現在の交通事故発生状況

県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成29年	1,026	15	1,220
平成28年	1,138	4	1,354
増減	-112	+11	-134

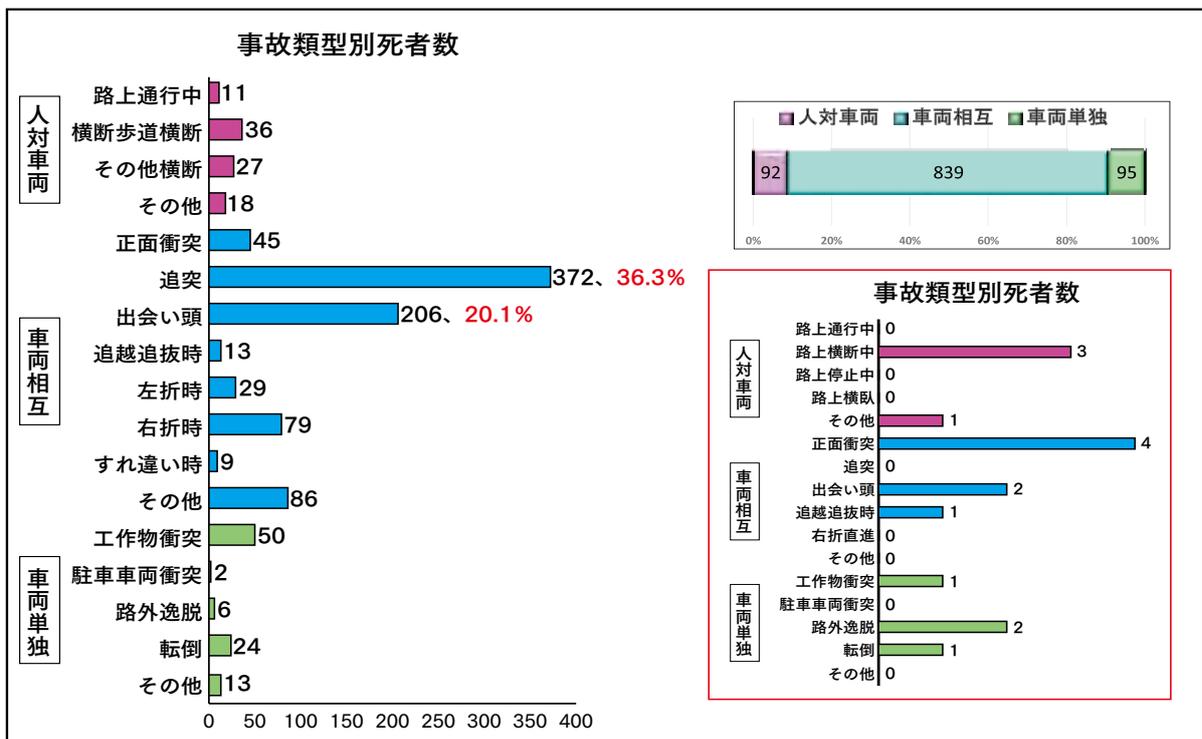
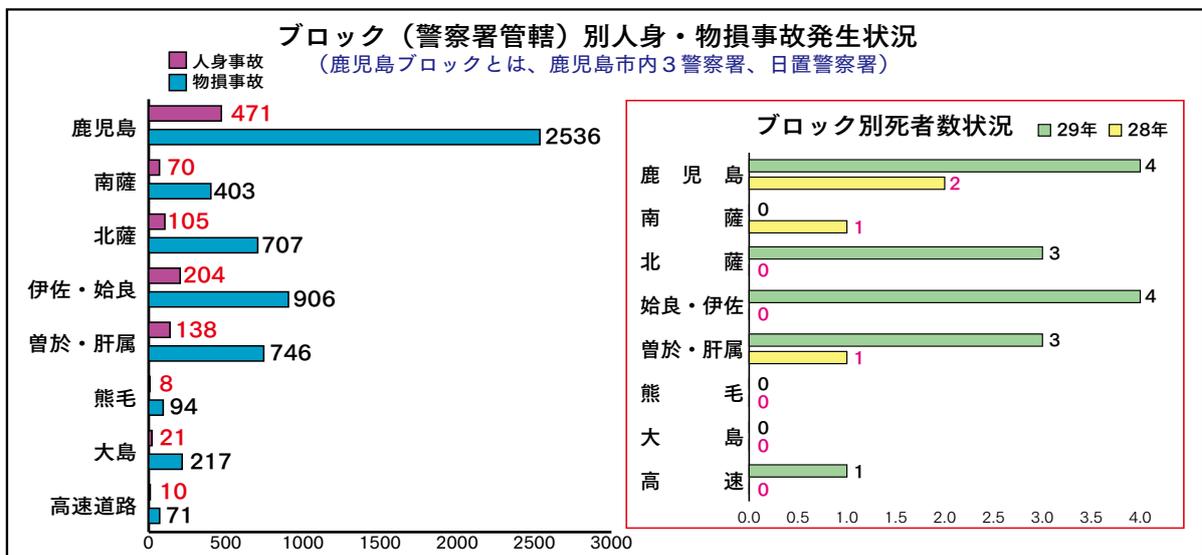
営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成29年	19	1	18
平成28年	26	0	35
増減	-7	+1	-17



死亡事故は前年に比べ大幅増加している!

2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



軽油価格調査報告

(平成29年1月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	94.84	84.66	92.22

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	93.77	84.41	95.24
出 光	96.03	84.87	92.48
昭 和 シ ェ ル	98.52	83.48	93.00
エクソンモービル		84.77	85.00
キ グ ナ ス			
コ ス モ	95.30	85.40	87.60
そ の 他	89.46	85.78	92.62

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

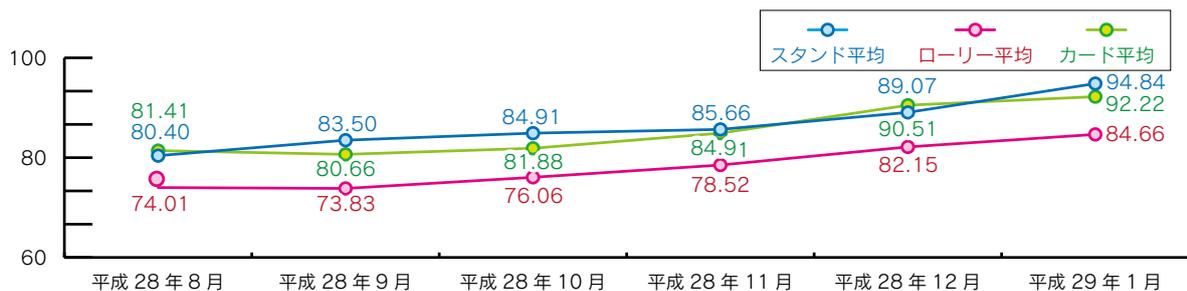
月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	95.24	84.70	92.24
30~50キロリットル未満	87.70	85.47	
50~100キロリットル未満		83.43	91.90
100キロリットル以上		83.80	

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	91.39	87.36	86.77
30~60日未満	96.64	84.21	92.36
60日以上	95.32	83.92	95.76

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- ◆ 3月1日(水) ● 全ト協環境対策委員会
- ◆ 3月2日(木) ● 国交省トラック運送における生産性向上セミナー
 - 第3回労働災害防止団体等連絡協議会
 - 自動車運転者時間管理等指導員個別訪問
 - 第3回九州ブロック食料品部会
- ◆ 3月3日(金) ● 全ト協第7回労働安全・衛生委員会
 - 全ト協第8回経営改善・情報化委員会
 - 九州各県トラック協会食料品部会全体交流会
- ◆ 3月4日(土) ● 鹿児島マラソン2017レセプション
- ◆ 3月5日(日) ● 第2回運行管理者試験
- ◆ 3月6日(月) ● 災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結式事前説明会
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(日置市、霧島市、湧水町)
- ◆ 3月7日(火) ● 沖縄県トラック協会防災対策用地視察
 - 労働災害防止推進委員会
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(薩摩川内市)
- ◆ 3月8日(水) ● 新入学児童への交通安全教材贈呈(いちき串木野市)
- ◆ 3月9日(木) ● 振興センター第77回評議員会
 - 全ト協第11回全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長会議
 - 全ト協第169回理事会
 - 全日本トラック事業政治連盟懇親会
- ◆ 3月11日(土) ● キッズ未来フェスタ
 - 第5回大隅北支部役員会
- ◆ 3月13日(月) ● 第5回トラック輸送における取引環境・改善鹿児島県地方協議会
 - 飼料畜産輸送部会研修会
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(阿久根市、出水市、長島町、屋久島町)
- ◆ 3月14日(火) ● 第9回正副会長会
 - 第9回正副会長会及び第7回総務委員会合同会議
 - 全ト協セメント部会・生コンクリート輸送部会合同研修会
- ◆ 3月15日(水) ● 大規模災害に備えた衛星携帯電話による通信訓練
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(志布志市、垂水市、鹿屋市、さつま町)
 - 運輸支局・鹿児島県陸運関係自動車事故事故防止推進協議会代表者委員会
- ◆ 3月16日(木) ● 新入学児童への交通安全教材贈呈(東串良町、指宿市、肝付町、錦江町、南大隅町)
 - 第2回セメント部会定例会
 - 鹿児島県毒物劇物危害防止対策連絡会議
 - 全ト協輸送事業部業務関連会議(引越繁忙期対策)
- ◆ 3月17日(金) ● 第4回鹿児島・種子屋久支部役員会
 - 全ト協助成事業等担当者会議
 - 九ト協第4回九州ブロック専務理事業務連絡会議
 - 県交通被災者たすけあい協会臨時評議員会
 - 九ト協第3回理事会
 - 第4回薩摩中央支部役員会
- ◆ 3月21日(火) ● 鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議(本会議)
 - 第22回適正化事業評議委員会
 - 適正化事業幹事会
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(中種子町)
- ◆ 3月22日(水) ● 鹿児島県防災会議
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(鹿児島市、始良市)
- ◆ 3月23日(木) ● 新入学児童への交通安全教材贈呈(枕崎市、南さつま市、南九州市)
- ◆ 3月24日(金) ● 5回理事会
 - 陸災防第4回理事会
 - 災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結式
- ◆ 3月27日(月) ● 第2回セフティ会役員会
 - 新入学児童への交通安全教材贈呈(鹿児島県)

平成 29 年 4 月

協会の行事予定

- ◆ 4月3日(月)・辞令交付式
- ◆ 4月4日(火)・春の全国交通安全運動並びに地域安全運動出発式(鹿屋市)
 - 第1回大隅南支部役員会
 - 第1回飼料・畜産輸送部会役員会
- ◆ 4月5日(水)・「春の全国交通安全運動」街頭パトロール出発式(鹿児島市)
- ◆ 4月6日(木)・高速安協「春の全国交通安全運動」キャンペーン
- ◆ 4月7日(金)・第1回薩摩北支部役員会
- ◆ 4月10日(月)・第22回高齢者ふれあいトラック交通安全教室(始良市)
 - 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会(西ブロック)
- ◆ 4月11日(火)・第1回霧島支部役員会
 - 第23回高齢者ふれあいトラック交通安全教室(鹿屋市)
 - 鹿児島県総合防災訓練に係る第2回打合せ会
- ◆ 4月12日(水)・第1回タンク部会役員会
 - 運輸労連との意見交換会
- ◆ 4月13日(木)・第1回セメント部会役員会
 - 第1回大隅北支部役員会
 - 第1回大隅北支部定例会
- ◆ 4月14日(金)・第1回薩摩中央支部定例会
- ◆ 4月18日(火)・トラック協会(全日本トラック協会及び都道府県トラック協会)の新規採用職員研修(～21日)
 - 安全性評価事業説明会(鹿児島)
 - 陸災防補助事業事務担当者事前調整会議
 - 全ト協重量部会常任委員会
- ◆ 4月19日(水)・労働災害防止団体等代表者会議
 - 第1回労働災害防止団体等連絡協議会
 - 第1回青運会役員会
- ◆ 4月20日(木)・鹿児島県霊柩自動車協会定期総会
- ◆ 4月21日(金)・第1回薩摩北支部定例会
- ◆ 4月24日(月)・第1回鹿児島・種子屋久支部役員会
- ◆ 4月25日(火)・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会常任委員会
 - 第1回環境部会役員会
- ◆ 4月26日(水)・全ト協適正化事業指導員全国研修「初級研修」(～27日)
 - 安全性評価事業説明会(大隅)
- ◆ 4月27日(木)・安全性評価事業説明会(北薩)
 - 第1回重量部会役員会
- ◆ 4月28日(金)・鹿児島県経営者協会定時総会
 - 全ト協適正化事業実施機関情報処理システムに係るシステム研修

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（平成 29 年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
平成 29 年 4 月	18 日（火）	安全性評価事業（G マーク）事前説明会	鹿児島県トラック研修センター
	26 日（水）	安全性評価事業（G マーク）事前説明会	大隅地区研修センター
	27 日（木）	安全性評価事業（G マーク）事前説明会	北薩地区研修センター
5 月			
6 月	7 日（水）	定時社員総会	サンロイヤルホテル
	23 日（金）	交通労働災害防止担当管理者研修会	整備振興会
7 月	9 日（日）	第 35 回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会	鹿児島県トラック研修センター
	23 日（日）	第 32 回フォークリフト運転競技鹿児島県大会	鹿児島県トラック研修センター
8 月			
9 月	未定	中継輸送先進事例フォーラム（9～12 月）	未定
	未定	事故防止セミナー	鹿児島県トラック研修センター
10 月	3 日（火）	全国トラック運送事業者大会	宮城県仙台市
	未定	「トラックの日」フェスティバル 2017	マリンポートかごしま
11 月	11 日（土）	第 13 回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	未定	翌年度申請に向けた G マーク事前説明会	鹿児島島、北薩、大隅
	未定	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	鹿児島県トラック研修センター
	未定	ロールボックスパレット安全作業研修会	鹿児島県トラック研修センター
12 月			



STOP！転倒災害

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

「STOP！転倒災害プロジェクト」ポータルサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報が掲載されています。転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。



STOP! 転倒災害 プロジェクト

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所には、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れたまま歩いたり走ったりは禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防の取組を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？
問題のあったポイントが改善されれば、きっと安全な職場になります。どのように改善するか「安全委員会」を出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 **STOP! 転倒**

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

- 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!**
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約**2.6万件**と最も多く発生しています。
- 特徴2 特に高齢者で多く発生!**
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約**3倍**リスクが増加します。
- 特徴3 休業1か月以上が約6割!**
転倒災害による休業期間は約**6割**が**1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

STOP! 転倒

(2017.2)



労働災害防止推進委員会

日時 平成 29 年 3 月 7 日 (火)
場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 8 名が出席し、下記事項について協議しました。

(議 題)

- ・平成 29 年度事業計画(案)について
- ・平成 29 年度収支予算(案)について

平成 29 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について検討し、次回理事会に提案することになりました。



平成28年度第4回陸災防鹿児島県支部理事会

日時 平成 29 年 3 月 24 日 (金)
場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 4 名、監事 1 名が出席し、下記事項について協議しました。

(議 題)

- ・平成 29 年度事業計画(案)について
- ・平成 29 年度収支予算(案)について
- ・労働災害防止推進委員の委嘱について

上記事項は全て出席理事全員一致で承認されました。



平成29年度通常総会のご案内

平成 29 年度通常総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

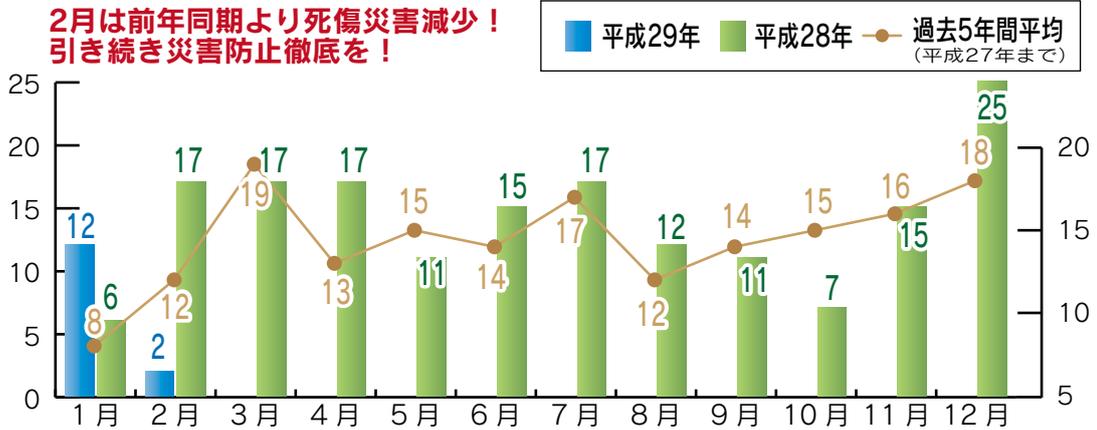
- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成 29 年 6 月 7 日 (水)
14 時 30 分 開会 |
| 2. 場 所 | 鹿児島サンロイヤルホテル 中央の間
鹿児島市与次郎 1-8-10
TEL : 099-253-2020 |

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

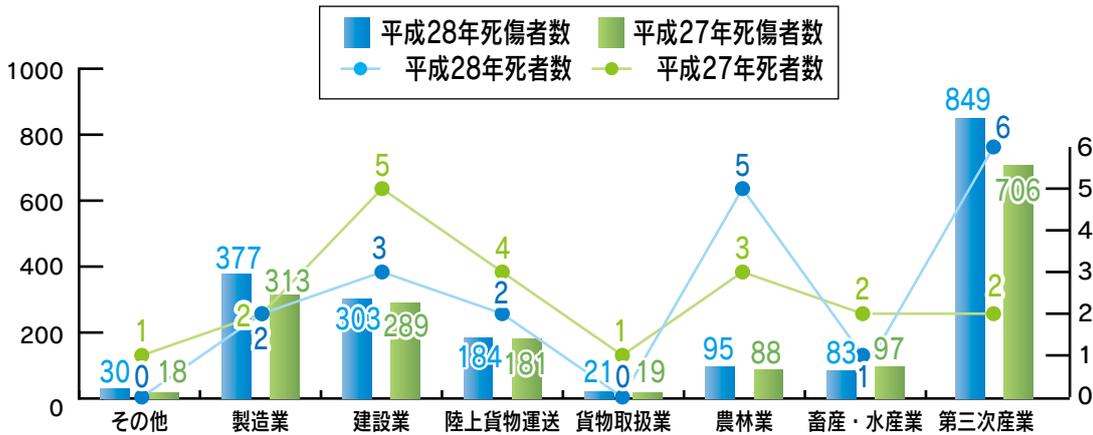
鹿児島県内における労働災害の発生状況

陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（2月末現在）

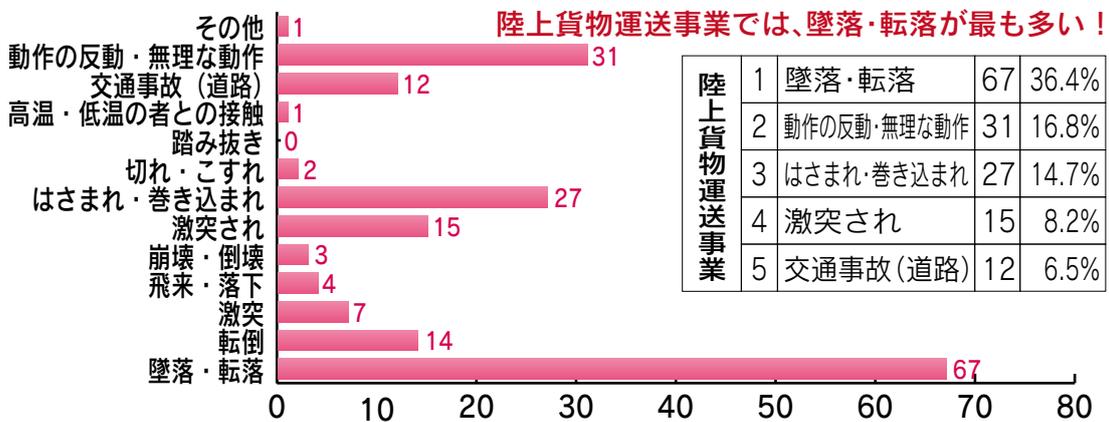
2月は前年同期より死傷災害減少！
引き続き災害防止徹底を！



県内業種別死傷災害発生状況（平成28年累計）



県内の死傷災害形態別発生状況（平成28年累計）



Community Plaza

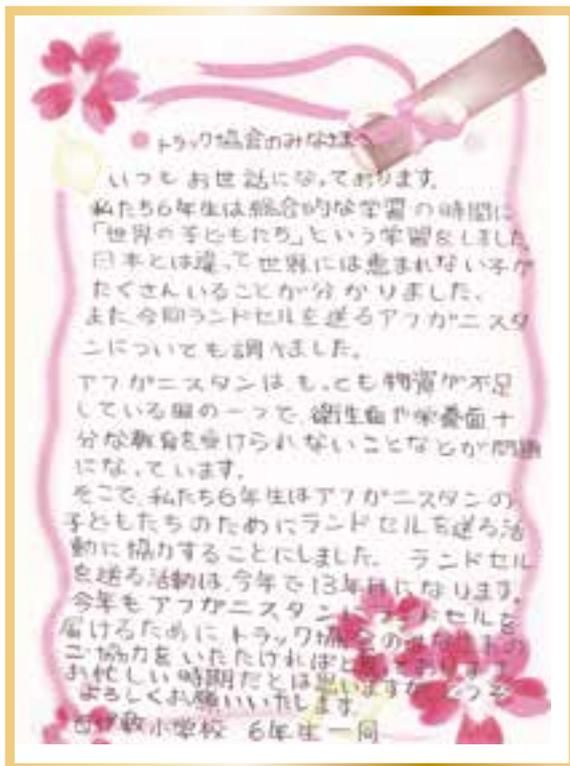
コミュニティ広場
[みんなのお知らせ掲示板]



セイコー運輸株(鹿児島南支部)が アフガニスタンへランドセルを輸送

西伊敷小学校では、毎年ランドセルをアフガニスタンに送る事業を行っており、セイコー運輸株式会社(鹿児島南支部 代表取締役 鳥部敏雄 氏)が横浜まで子どもたちの想いも乗せ、ランドセル輸送の協力をしています。

西伊敷小学校6年生一同より下記のとおり、お礼の文書が届きましたので、ご紹介します。



COMMUNITY
PLAZA編集部

家族のネタや
自慢したいペットなど
写真付きでどしどし
お送り下さい。

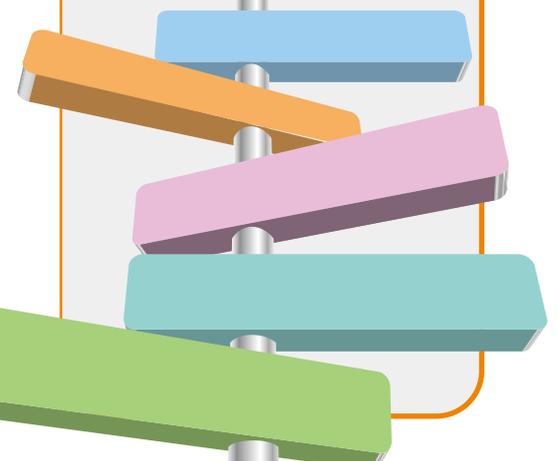
送り先

E-mail アドレス kentora@kta.jp まで
住所・営業所名・氏名(ペンネーム可)

Run
for
YOU
Kagoshima
TRUCKing
Association

2017
SPRING 4
No.453
かごしま
トラック情報

Kagoshima truck information



ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和
のために、
年次有給休暇を
計画的に活用しよう。



+1

「プラスワン休暇」で、
元気をプラス。



 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

●ご回覧をお願いします。



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL / <http://www.kta.jp>

E-mail / kentora@kta.jp

印刷 / 洵上印刷株式会社
